

保 險 行 政 の あ ら ま し

1. 保険行政の対象

現在、大蔵省が所掌する保険行政の対象は、民間保険会社の営む保険事業、船主相互保険組合（木船相互保険組合と船主責任相互保険組合）の営む損害保険事業（木船相互保険組合については運輸省と共管）及び火災共済協同組合の営む火災共済事業（通産省と共管）である。

銚イ。わが国において「保険」の名称のもとに営まれている事業を分類すれば公保険と私保険とに分別される。「公保険」は、国の産業政策または社会政策に基づいて、国自身または特別法に基づいて設立された各種組合等が営み、後者の営む保険事業に対しては、再保険引受、または事務費負担等の形で直接間接に国が関与している。ただ、このうち、簡易生命保険事業（郵政省所管）は、民間生保事業の補完施設としての性格をもちその他の公保険とはやや異にしている。これらについては原則として大蔵省の保険行政の対象外である。「私保険」は、国の再保険引受・事務費負担の形をとらず、もっぱら事業主体が経済性の原則に沿って営むもので、これには、民間保険会社の保険事業が主体をなすが、そのほか船主責任相互保険組合の損害保険事業があり、現在これらはすべて大蔵省の監督下にある。

ロ。なお、民間事業のなかには、直接「保険」なる名称を使用していないが実体においてこれに極めて類似近接する事業がある。すなわち、各種協同組合の営む共済事業がこれである。現在、共済事業は、上述本文に掲げる火災共済協同組合の火災共済事業のほかは、それぞれ根拠法令の定めるところにより、通産、農林、厚生等各省の監督下にある。

2. 保険行政の目的と方式

(1) 政府が民間保険事業に対して、強力な監督指導を行つてゐるゆえは、保険事業が多数の契約者を擁し、資金的にも国民経済上高い地位を占め、かつ、国民経済機構の一環としての機能を有している等、極めて高度の公共性を有している点にかんがみ、当該事業経営の健全性を維持しあわせて契約者利益の確保を図るためである。

(2) 諸外国においても、わが国における同様の見地から民間保険事業に対してそれぞれの実情に応じた監督をしているが、その監督方式は必ずしも同一ではない。便宜上これを大別すれば、次の3種となるであろう。

イ。公示主義—事業成績その他の必要事項を、それぞれの事業体に公表させ、ひろく契約者その他一般大衆の判断

に便ならしめる方式

ロ。準拠主義—保険事業の経営に関し一定の準則を定め、これを遵守させる方式

ハ。実体的監督主義—事業開始及び事業継続に関して免許、認可等の手続を要することとする等その実体を具体的に監督する方式（厳密には、上述イ、ロ、の両種をも包含する）

上記3方式を比較してみれば、行政の目的を十分に達成するためには、実体的監督主義を最も宜しとする。現に諸外国の監督方式は、ほとんどこの主義に拠っており、この点、わが国も例外ではない。

3. 保険行政の沿革

(1) 現行保険業法は、昭和14年の立法にかかるが、保険事業自体の監督法規の沿革としては、遠く明治31年7月旧商法の全面施行に遡る（その第1編第11章「保険」第6編「保険営業の公行」）。

しかしながらそもそも保険会社の設立については、明治初期から中期までは、地方長官の認可指令を要していたものであるが、明治26年7月旧商法一部施行に伴いその設立、運営は一般会社と同様に規制され、更に明治31年7月からは、保険営業に官許を要することとされ、行政庁の検査、その他必要な規制が加えられることとなつた。

その後明治32年3月新商法（明33、法48）の公布に伴い保険事業に関する監督法規は挙げて商法施行法（明33、法49）に移行され、更に明治33年に旧保険業法（明33、法69）が実施されるに及んで今日のような監督体制の確立をみたのである。

(2) 旧保険業法は、その後、昭和14年に全面的改正を経て、現行法となつたのであるが、その後、今日までの30年間に於いて実情の推移に応じた手直しは20回施されている。

(3) 監督主務官庁は、上記地方長官の所掌時期を除き戦前は一貫して農商務省（のちの商工省）であつたが、昭和16年12月、大蔵省に移管されて今日に及んでいる。

4. 保険行政の根拠法制

(1) 保険監督行政の根拠法制は、現在次のとおりである。

イ。保険業法（昭14、法41）

ロ。外国保険事業者に関する法律（昭24、法184。以下「外国保険事業者法」）

ハ。保険募集の取締に関する法律（昭23、法171。以下「募集取締法」）

ニ。損害保険料率算出団体に関する法律（昭23、法193。以下「算定会法」）

- ホ. 自動車損害賠償保障法（昭30，法97. 以下「自賠法」）
- ヘ. 船主相互保険組合法（昭25，法177）
- ト. 中小企業等協同組合法（昭24，法181. 以下「火災共済法」）
- チ. 地震保険に関する法律（昭41，法73. 以下「地震保険法」）
- リ. 地震再保険特別会計法（昭41，法74. 以下「地震再保険特別会計法」）

(2) 保険業法は、民間保険事業に関する監督行政に必要な規定を盛つたもので、上述関係諸法規の根幹をなすものである。ただし、同法には単に行政監督面の規定（公法）のみに止まらず、保険事業の経営等に関する私法的条項をもあわせて規定している。

（註）なお、株式会社の運営及び保険契約の締結と解釈については商法の規定が適用される。外国保険事業者法は、外国保険事業者の日本進出にあたり保険業法の精神に則してこれに監督を加えるための特別立法である。

- (3) 募集取締法は、民間保険事業の実体にかんがみ、募集従事者の適格性を確保し、かつ募集行為の適正化を図るために立法されたものである。
- (4) 算定会法は、損害保険料率の特性に即して、公正妥当な料率算出を目的とする特別法人を設け、これの運営を図るために立法されたものである。
- (5) 自賠法以下2法は、それぞれ、損害保険の特定部門に関する運営及びこれの監督について規定したもので、経済政策上の必要に基づく立法措置であるが、前述したようにこれらの諸事業に純然たる民間保険事業とは若干その性格を異にする。
- (6) 火災共済法は、同法に基づく火災共済協同組合の営む火災共済事業の監督指導を保険事業に準じて行うためのもので、現在通産省と共管である。
- (7) 地震保険法、地震再保険特別会計法は、地震保険について規定したもので、地震国である我が国では画期的なものである。

5. 保険行政の概要

第1 保険事業の運営に関する行政事務

1. 保険事業の免許

- (1) 保険事業を開始するには、すべて主務大臣の免許を要する。
- (2) 免許申請にあたっては基礎書類（定款、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金算出方法書、財産利用方法書等）を添付する必要がある。
- (3) 免許に先立ち必要ある場合は、主務大臣は供託を命ずることができる。
- (4) 事業主体等には次の制限がある。

イ. 資本金または基金3千万円以上の株式会社または相互

会社に限る。

- ロ. 商号名称には、主な保険事業の種類を明示しなければならない。
- ハ. 保険会社は他業を営むこと及び生保事業、損害事業をあわせ営むことはできない。ただし、生保事業には認可を受けて信託業務または生保再保事業を営むことができる。
- ニ. 外国における営業は、事業開始3年目以降で、かつ最終年度に利益金または剰余金が出ている状態でなければ営めない。
- ホ. 保険会社の常務役員は認可を受けなければ他会社の常務に従事できない。
- ヘ. 損保会社については、その実情にかんがみ一定の共同行為を行い得る。

2. 保険事業の一般的監督

- (1) 基礎書類（上述）の内容の変更は主務大臣の認可を要する。
 - （註イ. 主務大臣は、必要ありと認めるときは、基礎書類の内容について変更を命令し得る（変更命令）。
 - ロ. 主務大臣は必要ありと認めるときは、認可の際その効力を既契約の将来に及ぼし得る（遡及処分）。
- (2) 主務大臣は、事業の実体を把握するに必要な報告を徴取し、また検査を行うことができる。
- (3) 主務大臣は、必要と認めるときは、監督上必要な命令を行うことができる。
- (4) 主務大臣は、保険会社が法令、基礎書類規定に違反し、または公益を害すべき行為を行つたときは、役員解任・事業の停止・事業免許の取消を行うことができる（その際は聴聞を要する）。
- (5) その他資産運用・経理上の処理等につき法律の定めるところにより認可等を行い得る。

3. 劣勢会社に対する監督

劣勢会社が生じた場合は、契約者の利益を確保するため当該会社に対して必要な合併業務や、財産の管理、契約移転等の勧告または命令をなすことができる。

第2 保険募集の取締に関する行政事務

保険募集の取締については、戦前の損害保険は業界の自主的規制に委ねられ、生命保険は当初業界の自粛申合せであつたものが、昭和6年当時の行政官庁たる商工省で省令を公布して取締ることとなつた。

戦後の立法措置により新しく募集取締法を制定する運びになり、この際生命保険のみでなく損害保険をもあわせ規制することとなり今日のような体制となつたものである。

1. 登録事務

- (1) 生命保険募集人・損害保険代理店は法の定めるところに

より、主務大臣に登録しなければならない。

（イ）損害保険代理店の役員、使用人は届出を要する。

（ロ）登録または届出を行わない者は保険募集に従事できない。また、保険会社等はこれらの者に対して募集を委託したり募集の手数料を支払うことはできない。

（2）主務大臣は一定要件に該当する場合には登録を拒否しなければならない（その際は聴聞を要する）。

（3）主務大臣は一定要件に該当する場合には登録を取消さなければならない（その際は聴聞を要する）。

（4）主務大臣は一定要件に該当する場合には登録をまつ消しなければならない。

2. 報告徴取・検査事務

主務大臣は、募集人、代理店に対して募集文書図画の呈示を命じ、報告書を徴し、もしくは募集文書図画の使用に必要な命令を下し、また帳簿書類その他の検査をすることができる。

第3 損害保険料率算出団体に関する法律についての行政事務

損害保険の料率は、戦前は自主競争料率が原則で、保険会社が必要と認めれば料率を協定してもよいことになっていた。もつとも統制経済時代には保険業法の改正（昭和14年）によつて、政府が協定料率を推進するとともに、監督を強化する方向がとられたこともあつた。戦後、私的独占禁止法によつて保険会社の料率協定は一応全面的に禁止され、その後米国の例にならつて「損害保険料率算出団体に関する法律」が制定された（昭和21年）。

現在の日本損害保険市場における保険料率のあり方は、自主競争料率（輸出積荷または一部の輸入積荷の海上保険及び新種保険のほとんど）、協定料率（主要輸入貨物及び船舶に対する海上保険ならびに航空保険）、算定会料率（火災保険、地震保険、運送保険、傷害保険、自動車保険、自賠責保険）などの3本建となつている。算定会料率は算定会が算出して大蔵大臣に認可申請し、申請料率の会員への通知、利害関係人の異議申出、聴聞などの手続を経て、認可をうけることとなるが、算定会の会員にこの認可料率を遵守する義務がある。ただし、特別の事情がある場合は大蔵大臣の認可をうけたうえ一定割合の引上げまたは引下げを行つた特別保険料率を使用することができることとなつている。

なお、認可料率が公正妥当なものでなくなるに至つたと認めるときは、大蔵大臣は算定会に変更命令を出さなければならない。

第4 火災共済協同組合に関する行政事務

1. 火災共済協同組合

昭和33年4月中小企業等協同組合法の一部改正によつて認められることとなつた火災共済事業を目的とする中小企業等協同組合である。

2. 種類及び所管

イ．地域別組合…都道府県単位で一都道府県一組合（現在41組合）

ロ．業種別組合…全国単位（現在2組合）

ハ．連合会…再共済専門で全国で一つ。

いずれも大蔵、通産両省の共管であるが、とくに地域別組合については権限が大幅に都道府県知事に委任されている。

3. 保険事業としての監督

この火災共済事業が実質保険事業である点にかんがみ次のように保険会社に類似した監督が行われている。

イ．料率認可

ロ．各種基礎書類の認可

ハ．保険業法の一部準用

ニ．募集取締法の準用

ホ．商法中損害保険に関する部分の準用

4. 火災共済協同組合特有の監督

経営の健全性を確保するため、とくに次のような規制がある。

イ．設立要件（出資200万円以上、組合員1,000人以上）

ロ．契約者1人当たり契約金額の制限（正味財産の15%、150万円以下）

ハ．余裕金運用制限（省令で定める以外は個別認可を要す。）

第5 自動車損害賠償責任

イ．自動車損害賠償責任共済等の共済規程に関する所管行政庁への同意。

ロ．自動車損害賠償責任共済等の共済規程に関する省令の制定、変更についての所管行政庁との協議。

第6 地震保険に関する行政事務等

地震保険に関する法律は、政府に対して、一定の条件に合致した地震保険契約の保険責任について、特定の者と再保険契約を締結する権能を付与することを主眼とするもので、再保険の対象となり得る地震保険契約の条件、再保険契約の内容及び限度、保険料率及び再保険料率の建前並びに再保険者たる政府の権限等を定めたいわば地震保険制度（国の再保険）に関する実体法である。この地震保険に関しては次の行政事務その他の事務がある。

（1）地震保険普通保険約款の認可（保険業法）

（2）地震保険料率の認可（損害保険料率算出団体に関する法律）

（3）政府と地震再保険㈱との間の再保険契約の締結

（4）地震保険金支払上、特に必要があるときの保険会社等に対する資金のあつせん等

（5）地震保険事業を行う保険会社等の検査及び報告の徴取

（6）地震再保険特別会計に関する事務等